

被扶養者の資格をご確認をください。

以下に該当した場合は、被扶養者の資格をはずす手続きが必要です。

- 被扶養者が就職し、就職先の健康保険に加入した場合
- 被扶養者の条件に当てはまらなくなった場合
- 75歳になった場合
- 被扶養者が死亡したとき

【被扶養者の認定条件について】

主として被保険者に生計を維持されている3親等内の親族であることが条件となり、基準は以下のとおりです。

同居の場合

- ・年間収入が130万円未満
(障がい者と60歳以上の方は、180万円)であること
- ・被保険者の収入の1/2未満であること

別居の場合

- ・年間収入が130万円未満
(障がい者と60歳以上の方は、180万円)であること
- ・被保険者からの仕送りが収入より多いこと

平均収入が、
月換算;108,333円、日換算;3,612円(障がい者と60歳以上の方は、月換算;150,000円、日換算;5,000円)以上
となる場合、年間収入130万円相当(180万円相当)の収入があると判断されます。

<提出日>

扶養の増減申請については、事実が発生してから 5日以内(健康保険法) となります。

<提出先>

事業所(会社)の人事担当者

<提出書類>

■扶養をはずす

- ①被扶養者(異動)届
- ②保険証

■扶養に入れる

- ①被扶養者(異動)届
- ②被扶養者認定調査票
- ③添付書類

※同居/別居、収入等の確認のため別途書類が必要となります。

詳細は、当健保のホームページをご参照ください。

URL

http://www.kenpo.gr.jp/scsk-kenpo/sinsei/huyou_nintei.htm

こんな時は？

Q:妻は3月末で退職しました。何か月後に雇用保険を受給する予定ですが、健康保険の扶養はどうなりますか。

A:退職後、無職で収入が無い場合、扶養に入ることが可能です。その後、雇用保険の失業等給付を受給した場合、確認が必要です。

扶養の上限である年間130万円を日額換算(130万円/360日)すると、3,612円/日となります。

失業等給付の基本手当が3,612円以上の場合、受給対象期間の開始日から扶養減の手続きが必要です。

受給終了後、収入が無い、あるいは扶養の基準内の収入であれば、再度、扶養増の手続きができます。

手続きをされる場合は、お早めにご提出ください。

【被扶養者の検認について】

被扶養者の条件を満たしているかの確認のため、毎年、対象者の方に、収入がわかる書類等を提出していただき、保険給付の適正化を図っています。

＜対象者＞

平成27年6月1日時点の被扶養者

（検認対象者の方には、当健保からご案内いたします。今年度から、平成27年6月1日以降に扶養減の手続きをされた検認対象者の方も、検認書類を提出いただくように変更しております。）

検認対象者の方へは、別途、当健保からご案内いたしますので、その際は、収入のわかる書類等をご提出いただきますようお願いいたします。なお、昨年の収入等、被扶養者の条件に当てはまらなかった場合、遡って扶養の削除となり、その期間の当健保が負担しました医療費、人間ドック費用等を請求させていただくことになります。被扶養者の適正な届出をお願いいたします。

【ご参考】

＜健康保険法施行規則第50条＞

・健康保険組合は、毎年一定の期日を定め、被保険者証の検認または更新をすることができる。

＜厚生労働省保険局通知保発第1029004号＞

・被保険者証の検認については保険給付の適正化の観点から、毎年実施すること。

＜厚生労働省保険局保険課長通知保保発第1029005号＞

・被保険者証の検認または更新に関しては、被扶養者の認定の適否を再確認すること。

検認の流れ

＜検認対象者＞

対象者の方には、当健保からご案内いたします。
（直近1年以内に認定された方は除きます）

【健保】

被扶養者の適否を
確認

認定/不認定通知を
当健保から対象者へ
送付いたします。

【検認対象者の方へ】

検認対象者の方には、ご自宅へ検認についての詳細を郵送いたします。

また、検認の時期になりましたら、当健保のホームページにも掲載する予定にしております。

書類のご提出にご協力くださいますようお願いいたします。

【自営業の被扶養者の認定について】

自営業者は、本来、国民健康保険に加入することが原則です。しかし、特に扶養しなければならない状況等、証明を提出することで、被扶養者として認定する場合があります。

自営業者の収入は、「総収入」から「必要経費」を引いた額となりますが、社会保険の収入の考え方は所得税法上の必要経費とは異なり、原材料等の最低限度のみが経費となりますので、ご注意ください。

必要経費の取扱いについては、当健保のホームページに掲載しておりますので、ご参照ください。

URL

http://www.kenpo.gr.jp/scsk-kenpo/sinsei/huyou_nintei.htm